

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律
案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成二十三年三月三十日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置については、引き続き迅速かつ弾力的な対応が行われるよう特段の配慮を払うとともに、今後の復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切にこたえる対策を講ずること。

一 震災前であっても、中小企業者等の業況及び資金繰りが、改善しつつあるものの依然厳しい状況にあることにかんがみ、期限延長後においても、金融検査及び監督の適切な運用と、政策金融及び信用保証制度の充実等に努めること。

右決議する。